

# エンパワメントの〈社会性〉をめぐって

姜 博 久

## はじめに

エンパワメント (empowerment) という言葉や概念が導入される場合は、その枠組みを拡大し、人権、福祉、地域コミュニティの活性化、社員教育等、いまやとどまるところを知らない勢いである。また、エンパワメントの対象も個人、集団、組織、地域社会等に及び、性差や年齢の違い、人種や民族、広く被差別の側にある人たちなど、その主体とされる社会的な属性も多様になっている。一つの言葉や概念が個々人や社会を何らかの形で動かしていくこと、その言葉や概念に様々な意味合いが込められていくことは悪いことではないし、逆に、その拡がりの内実を探ることによって社会の現状を見てとることもできるだろう。

障害当事者が社会的な権利獲得のために取り組んできた自立生活運動の中で、当事者活動として重視されているピアカウンセリング (Pia-Counseling) や自立生活プログラム (ILP: Independent Living Program) の取り組みは、障害当事者同士によって「奪われてきた力を取り戻す」という視点で取り組まれてきたものである。まさに、現在、広く流布しているエンパワメントの具体的な実践として位置づけられるものであり、筆者としても、その意義は強く意識してきた。

しかし、一方で、現在のソーシャルワークという領域においては、一般に言われる〈支援〉という枠組みの中で、エンパワメントは、必ず考慮さ

れるべき必須の視点ともされている<sup>1)</sup>。筆者も、障害者を対象とするソーシャルワークの一端を担う現場にも属し、日々「支援／被支援」という関係性に身をおいてきた。その中で、ともすれば、そうした「支援／被支援」という関係性の磁場に引きずられるように、自らがかわりをもつ障害者に対して「エンパワメントしてもらおう」ことを暗に求めている自分に気づいてきた。平等性が求められるとされる「支援／被支援」という関係性<sup>2)</sup>に、一種の権力関係が生じていることを感じ、そこで支援者として被支援者にエンパワメントすることを求めていることに戦慄を覚えてもきたのである。

果たして、エンパワメントは、社会の中で「弱い」とされる人たちが、「奪われた力（ちから）を取り戻す」ことをめざすものなのだろうか。要支援とされる者が支援者に確保してもらうものなのだろうか。それは、人権という点で、普遍的な意義をもっているのだろうか。いったい、エンパワメントとは、誰のための、何のためのものであり、どう捉えるべきものなのだろうか。そして、それは、人権の課題から考えた場合、どのように位置づければよいものなのだろうか。本稿における問題意識は、その、いたって初歩的で、根本的なところにある。

筆者としては、そのような問題意識を根底に、エンパワメントが、いかに社会の関係性の中で左右され、展開し、体现されるものであるかを意識しながら考えてみたいと思っている。エンパワメントは、個々人における変化として現れるものであっても、いたって社会的な中で展開するものと考えられるからである。それはまた、さまざまな領域に広がりをもせるエンパワメント論の「自己」や「力」が個々人に「内在する」とする観念を批判的に捉えることにもなるだろう。本稿のタイトルを「～の〈社会性〉

---

1) たとえば、Miley O' Melia DuBois: *Generalist Social Work Practice An Empowering Approach Seven Edition* (2014) 等の実践書がある。

2) 社会福祉の対人援助論等の教科書などでは、援助者と被援助者の関係は「平等性」を保持しなければならないとされている。

をめぐって」としたのも、そういった含意がある。

ただ、そのような問題意識を本稿で全面的に展開することは、筆者の手  
に余るものであることも自覚している。いまの段階では、読者のお許しを  
得つつ、研究ノートのなレベルにとどまらざるを得ないことをお断りして  
おきたい。

## 1. エンパワメントの視座

筆者は先に、エンパワメントの具体的な視座と過程について、本研究室  
の室報に、障害当事者の活動手法の一つであるピアカウンセリングの重要  
な側面に沿って述べてみたことがある<sup>3)</sup>。ここでは、いま一度、それを振り  
返ってみたい。

障害当事者によるピアカウンセリングの実践の中で重要とされる側面は、  
当事者がエンパワメントされていく過程とその構造をひも解く際の鍵とな  
るものと考えられる。その側面とは、以下の四つである。

- ① 抑圧からの解放
- ② 自己信頼の獲得（回復）<sup>4)</sup>
- ③ 人間関係の再構築
- ④ 社会変革

①は、差別的な社会の中で受ける抑圧から感情や意識を解放することを  
意味する。これによって、当事者は自分が何に抑圧を感じ、何に縛られて  
いたのか、自分を改めて問い直すことになる。

②は、差別的な社会の抑圧下の感情や意識から解放された自分を捉え直  
し、どういう属性をもっていようとも、自分は無力ではないこと、いまこ

---

3) 「エンパワメントの〈社会性〉」関西大学人権問題研究室『室報』第53号（2014）

4) ピアカウンセリングにおける用語は「自己信頼の回復」であるが、筆者は、のち  
に述べる理由により、「自己信頼の獲得」とするほうがよいと考えている（本稿第  
5節）。

こに生きていることを是認し、自己に対する尊厳と信頼を獲得することである。

③は、差別的な社会の中で縛られてきた感情や意識、そのもとで無力で信頼できなかった自己によって形づくられてきた人間関係を、解放された感情や意識のもとで、権利主体として、信頼できる自己によって改めて社会や周囲との人間関係を構築し直すことである。

④は、新たな人間関係の再構築を権利の主体として積み重ねることによって、周囲の人の意識、価値観、対応、ひいては社会的な仕組みや制度、法律など社会を変革することへとつなげていくことである。

これら四つの側面は、ピアカウンセリングの中で、常に①～④の順を追ってなされるわけではない。ときには、その一つが、ときには複数が、または長期にわたって多面的に、障害当事者個人の置かれている環境や状況によって、課題とされる内容に応じて展開される。

筆者としては、エンパワメントの〈社会性〉をめぐる、その過程や構造を考察していく際に、この障害当事者活動におけるピアカウンセリング実践の諸側面は、非常に重要な視座を提供してくれるものとする。とりわけ、被差別者に限らず、この社会に生きる誰もが、自分を権利の主体として捉え返し、自らの権利を社会の中で問い直し、新たに人としての権利を獲得していくという観点からも、普遍性をもった視座として捉え得るものと考えている。よって、本稿では、この四つの側面を、エンパワメントを考えていく視座として位置づけた上で論述を進めたい。

## 2. エンパワメントの過程

さて、〈抑圧からの解放〉〈自己信頼の獲得〉〈人間関係の再構築〉〈社会変革〉という四つの側面が、エンパワメントの〈社会性〉をめぐる過程や構造を捉える普遍的な視座となることを前提として、エンパワメントの過程は、どのようなものであるかについて素描してみたい。

ここでは、障害者が公共交通機関を利用している際に乗務員から不当な対応をされた場合を想定してみよう。

まず、自らに対してなされた不当な対応に障害者は、嫌な感情を抱き、憤慨する。それに対して気持ちを抑え込んでやり過ごしてしまうのか、不当性を訴えて何らかの謝罪を求めるのか。一人ひとりの受けとめの重い軽いはあるかもしれないが、とにかく、その不当性を訴え謝罪を求めるという行為まで遂行されていくことが実践の第1段階となる。意識するしなにかかわらず、不当な対応に対して何もしない場合と不当性を訴えるという間には大きな違いがある。

ここで、抱え込んだ嫌な感情や憤慨を怒りの大声として出してしまう場合もあるかもしれない。しかし、その感情の表出は、〈抑圧からの解放〉の第一歩でもある<sup>5)</sup>。心の不安や苦しさや怒りや悲しみをなかなか出せない中に抑圧が働いていることがある。障害者の場合、ときとして、不当な対応への抵抗や抗議に踏み出せず、「黙ってやり過ごす」という戦術をとることも多々ある。そこには、「抗うことへのしんどさ」を回避する一方で、「抗うことが許されていない」とする自己抑制も働いていたりする。「障害者だから仕方ない」とする諦めも、「抗うことへのしんどさ」を回避することと表裏しつつ、障害当事者を無抵抗へと追い込んでいく場合もある。それを脱して抵抗や抗議を表明するに至るには、〈抑圧からの解放〉として、社会的な関係の中で「障害者だから～」「障害があるから～」という属性ゆえに加えられてきた抑圧を脱して「抗うことの正当性」に気づき、〈自己信頼の獲得〉として、「抗い得る自己の承認」が果たされていなければならない。さらに、ここには、不当な社会からの対応に対して押し黙ってしまう関係性から、その不当性に抗うという関係性への転換があり、それは個人において、〈自己信頼の獲得〉の上で現れる自己によって社会との関係性に変化するという〈人間関係の再構築〉もなされている。

---

5) 本稿第3節。

しかし、不当な対応が社会的な差別性をもっている場合、その行為を受けたことに対する謝罪で、いわば自分個人に対する問題解決の範囲で終わるのか、もう一步踏み込んだ解決行為へと進むのかによってまた違ってくる。次の段階としては、同じような不当な対応が再び起こらないようにしてもらうことが課題となる。この第2段階ともいべき行為の遂行こそグループ・アドボカシーとしての、同じ差別的な対応を受け得る他者との関係性を踏まえた重要な実践であり、個人による権利意識の拡大という意味で、エンパワメントの〈社会性〉としても大きな意味をもつものである。それは、不当な対応に対して、公共交通機関としてその再発の防止を社会的な責任として求めるという課題設定となり、個人としての問題解決で終わらないという、ある意味で高次のエンパワメントの展開でもある。この過程こそ、〈人間関係の再構築〉から〈社会変革〉へとつながる人権という側面からみたエンパワメントの〈社会性〉の重要な過程であると言ってよい。

実は、この過程も、〈抑圧からの解放〉、〈自己信頼の獲得〉も絡み合って成し遂げられていくものでもある。障害者として、不当な対応を仕方のないこととして受け流してしまうことと、憤りも含めて不当性に抗い訴えることの間には、不当性を訴えられない存在から、同じ属性をもつ者の一人として不当性を訴える存在へと〈抑圧からの解放〉が果たされていないことは言うまでもない。さらにまた、自分が受けた嫌な気持ちや対応の不当性を、同じ属性をもち、同様の差別的な対応によって権利を損なわれ得る者の一人として、個人的な問題解決から脱して、普遍的な抗議として、関係者に明確に事態の問題性と課題を伝えるという行為は、自分はそういうことができるし、してよい存在なのだという〈自己信頼の獲得〉がなければ果たせないものでもある。ただ、こうした〈抑圧からの解放〉あるいは〈自己信頼の獲得〉は、一挙に全面的に果たされるわけでもないし、それぞれに紆余曲折を含んで進んでいくものでもあり、その過程もさまざまであり得る。公共の場での〈人間関係の再構築〉ができ、〈社会変革〉へとつなげていくことができている、親やきょうだいといった家

族との間では〈人間関係の再構築〉ができずにいる場合もある。エンパワメントの過程も、その個々の当事者の〈社会との関係性〉に左右されつつ、しかし、その〈社会との関係性〉を前提とせずには果たされていかないの  
である。エンパワメントの過程は、まさに〈社会性〉抜きには進まないもの  
なのである。

### 3. エンパワメントの構造

差別的な対応に対する行動を例に、その過程をエンパワメントの〈社会性〉という視点でみてきた。次に、〈抑圧からの解放〉〈自己信頼の獲得〉〈人間関係の再構築〉〈社会変革〉の四つの側面のそれぞれについて留意すべき視点と、それぞれの側面の関係をエンパワメントの構造という視点から述べてみたい。

まず、〈抑圧からの解放〉である。ピアカウンセリングで実際に行われるのは、泣いたり、大きな声で叫んだり、怒りを露わにするという、自分が抱え込んできた抑圧のもとにある感情をそのまま発露するディスチャージ (discharge: 荷を降ろすこと・解放) である。その中で障害当事者は、自分が何に悲しみ、何に怒り、何を悔しく感じてきたのかを見つめ直すことを通して、自分が抱え込んでいた抑圧に気づくことになる。〈抑圧からの解放〉とは、まさに「抑圧への気づき」、あるいは「抑圧の対象化」だと言っ  
ていいだろう。

だが、筆者は、〈抑圧からの解放〉に孕まれた別の側面を指摘できるので  
はないかと思っている。それは、〈抑圧からの解放〉で果たされることが社会編制の中で抑圧に従属してきた自己という主体性からの離脱でもあるの  
ではないかということである。M・フーコーなどが明らかにしてきた抑圧  
をさえ自らの主体性としてしまう人間のあり方<sup>6)</sup>、そのような社会に従属的

---

6) Michel Foucault: *Surveiller et punir. Naissance de la prison* (1975) / ミシェル・

な主体化の現実から逃走すること。抑圧を内在化させた主体というアイデンティティーから降りてしまうこと。そうした抑圧に従属をもたらす社会編制の枠組みから自らを切断すること。そういう動きが〈抑圧からの解放〉という側面では起こっているのではないか。

筆者は、よく、障害者であることのアイデンティティーに抑圧を感じてきたし、いまも感じている。それは、障害文化というような形で障害であることをある意味積極的なアイデンティティーとして打ち出そうとするものに対して、より強く感じてきた。逆に、被差別の主体としての障害者であるほうが、他者から与えられたアイデンティティーとして権利侵害されている自己を明確にできる分だけ、自己の権利性を実感できる。社会的な積極性を帯びた障害者というアイデンティティーのほうこそ始末が悪く、ときとして、余計に抑圧を感じることもある。

この点で、熊谷晋一郎らが「障害当事者研究」という実践を分析する中で、「研究」ということを介在させることによって、障害者として認知されている自らの状況を「免責」することで、新たに自らを発見していくことの意義を説いているのは非常に興味深い<sup>7)</sup>。社会編制の現実が、あるいは、その中での自分が、自らに対して抑圧的に障害当事者としての主体化を迫る現状があり、そこから逃れること。〈抑圧からの解放〉に孕まれた「逃走」や「切断」のありよう<sup>8)</sup>は、エンパワメントの内実として重要な意味をもつと考えられる。

さらに、〈抑圧からの解放〉は、いま一つの契機をも孕んでいると筆者は考える。それは〈社会批判の指向性〉である。自らに向けられた抑圧に気づき、その抑圧さえ主体化してしまう社会編制のあり方に批判的な視点を

---

フーコー『監獄の誕生 監視と処罰』田村俣訳 新潮社（1977）など。

7) 熊谷晋一郎・綾屋紗月「共同報告・生き延びるための研究」(『三田社会学』第19号：2014) など。

8) 「逃走」や「切断」といった言葉から察していただけるように、この点は、G. Deleuze/F. Guattari らの著作、あるいは、千葉雅也『動きすぎではいけない ジル・ドゥルーズと生成変化の哲学』河出書房新社（2013）などから着想を得ている。



向けていくこと。いわゆる偏見や差別といった社会のあり方だけではなく、その抑圧を内面化している自らの主体性も含めた社会編制の現実を直視すること。その中で、自分の権利が確保されるために批判的に捉えなければならないことは何であり、何を变えていかなければならないかを考えること。自らの意識や認識を含めて批判的に社会のありようを捉えていくこと。自分の考え方が間違っていたという個人のレベルではなく、抑圧的な主体化を不可避にもたらした社会編制をも視野に批判的に問い直していくこと。そういった〈社会批判の指向性〉こそ、エンパワメントの過程には含まれているのではないか。筆者は、そのことが〈社会変革〉という側面にもつながる〈抑圧からの解放〉での欠かせない視点でもあり、先に述べた、人権の視点に立ったエンパワメントの第2段階でいう、より高次のエンパワメントの〈社会性〉ともつながる契機ではないかと考える。

次に、エンパワメントの構造という視点で留意したいのは、そもそも、エンパワメントの視座となる四つの側面は、それぞれが相互に密接に影響し合って果たされていくものだということである。たとえば、簡単に展開するとは言いがたいことだが、自己に対する尊厳が強まり、自分が権利の主体であることを認識し、権利侵害に対して明確に抗議を表明できることは、それだけ、〈社会批判の指向性〉を強めていることから、社会編制の中で主体化された抑圧に対しても自己を解き放ちやすくなっている。したがって、〈抑圧からの解放〉は、〈自己信頼の獲得〉が果たされるほど展開されやすくなると言える。また、そうした自らに対する信頼にもとづいて新たに展開されていく他者との関係のとり方が、抑圧に対する感じ方や批判的なとらえ方の認識を変えやすくなることがある。同じ被差別の当事者による活動の中で、それまで抗うことのできなかつた自分から社会編制によって主体化されていた抑圧に向き合うことができるようになったり、他の被差別属性にある人々に対する意識や認識が変化していったりすることも、〈抑圧からの解放〉が〈人間関係の再構築〉によってさらに強く推し進められていくことにつながる。さらには、〈社会変革〉が進められていけば、そ

れだけ〈抑圧からの解放〉が果たされやすくなることは想像に難くない。同じように、〈自己信頼の獲得〉も〈人間関係の再構築〉も〈社会変革〉も、それぞれがほかの三つの側面によって支えられ、促進されるものであることは、例示を挙げるまでもないだろう。

そして、改めて指摘する必要もないことだが、このエンパワメントの構造は、その〈社会性〉なしには捉えられないということである。抑圧をもたらす社会編制による主体化も、社会という逃れ得ない存在の場によって引き起こされる一方で、ここでいうエンパワメントの四つの側面を展開させるのも、現に諸個人が存在している社会の中でしかあり得ない。エンパワメントは、一人ひとりの中で起こる変化であり、また、社会の変化である。それは、その一人ひとりが存在する社会やそこでの関係性によって左右されていく。エンパワメントの力学を「個」の中に閉じ込めてはならないだろう。エンパワメントの過程も構造も、〈社会性〉をめぐる観点の中で捉えなければ意味はない。

#### 4. エンパワメントと当事者

次に、エンパワメントの〈社会性〉の前提となる社会との関係性の中で、当事者活動が重要なものとして存在していることに触れておきたい。

エンパワメントの過程において当事者のロールモデルとしての役割は大きい。たとえば、地域での自立生活をめざす障害者が、すでに自立生活を果たしている同じ障害者の生活を見聞きしたり、アドバイスをを受けたりしながら、自分も自立生活ができる、していいのだと自信を得ていく実践は、障害当事者活動のILPにおいても欠かせないことでもある。ただ、当事者によるロールモデルによる実践は、単に同じ立場にあることに重要性があるのかといえ、それもまた簡単ではないと筆者は考えている。当事者によるロールモデルは確かにエンパワメントの過程においては「同じ障害という属性をもち生きている」という視点で、そこに自分を〈同期〉させ、

生活者としての可能性を獲得していくという意味では、エンパワメントの視座とした四つの側面の過程と構造が非常に重要な意味をもつことになる。しかし、単に同じ属性にある人へ〈同期〉することだけがエンパワメントになるわけではないだろう。そこには、同じ属性にある部分を超える、個々人が新たな自分をつくり出すという〈更新〉とも呼べる機能があり、それもエンパワメントの〈社会性〉の中に見て取る必要があるのではないだろうか。被差別の側にある自分が、いったんその同じ立場に〈同期〉することによって、エンパワメントの過程と構造の中で変わり、その上で新たな自分を〈更新〉して形づくっていく。エンパワメントにおける当事者によるロールモデルの役割は、権利を損なわれた立場での〈同期〉によって、エンパワメントの四つの側面を経て、一人の個人として、新たな権利主体として自らを〈更新〉していく働きを担っていると考えられる。そして、こうした〈同期〉と〈更新〉の働きは、被差別という立場のみではなく、この社会の中で何らかの権利の侵害を受けた誰もが、新たな権利主体へと「生成変化」<sup>9)</sup>していくことにも通じる、〈権利獲得の普遍性〉として人間社会の課題に立ち向かい得る視座をも指し示しているように思う。

## 5. エンパワメントの危うさ

現在、エンパワメントは、広く各方面で用いられてきているが、筆者は、そこに気がかりな「危うさ」を感じている。それは、ここまで述べてきたエンパワメントの過程や構造の中にみられる〈社会性〉とは解離する傾向、つまり、ときに、「個における力」を強調するあまりに、逆にエンパワメントが個々人に対する周囲からの「評価対象」とされたり、悪くすれば個々人にとっては「抑圧」ともなったりしかねない、一種の危うさを孕んでいるということである。

---

9) 前注に同じ。

筆者は、本稿において、ピアカウンセリングで普通に使われる「回復」という言葉を括弧に入れたうえで「獲得」という表現を使用してきた。その理由は、自己信頼を「本来持っているもの」とする視点、ひいては、エンパワメントを「本来持っている力（パワー）」とする視点に問題を感じているからにほかならない。

このことは、そもそも人間の主体化や自己存在というものをどう捉えるのかという、いたって哲学的な問題にもつながっていく問題なのだが、ここでは、「自己回復論」や「本来の力論」のもつ一つの危うさについて指摘するにとどめる。

「本来の自己を回復する」とか「本来ある力を取り戻す」というのは、近代の人間観から導かれてきた捉え方の一つである。それが、自己決定や自己責任という、いわば個人主義と結び付き、そうした観念がさらに能力主義ともつながる論理へと展開していく面があることは確かだろう。たとえば、その論理が抑圧の論理として障害者を身体や知能や精神という観点でもって排除してきたことにも留意しなければならない。

この「自己回復」や「本来の力」を前提とする考え方は、エンパワメントの語義解釈にも見て取ることができる。エンパワメント (em-power-ment) は、接頭辞 em (en) が in を意味することから、「本来もっている力を取り戻すこと」という語義で理解するものとされている<sup>10)</sup>。こうしたエンパワメントの語義は、障害者によるピアカウンセリングにおいても前提とされている。アメリカに発祥する障害者の自立生活運動が、強い近代的人間観に影響されていることは否定できない<sup>11)</sup>、実践の現場でも、そのことは当た

---

10) 森田ゆり『エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ』解放出版社(1998)、安梅勅江『エンパワメントのケア科学—当事者主体チームワーク・ケアの技法』医歯薬出版(2004)など。しかし、筆者は、empowermentのem(en)は「～になるようにする」と解釈し、「力をもつようにする」という意味として理解するほうがよいと考える。

11) 障害者による自立生活運動を支える近代的人間観や自立観については、すでに、堀正嗣らによって批判的な検討が加えられてきたが、最近、堀に師事した頼尊恒信が浄土真宗の立場から新たな自立観を提起している(頼尊恒信『真宗学と障害学

りに伝えられてもいる。

近代的人間観からくる「自己回復」「本来の力」という捉え方を一種の「能力内在論」とすれば、その「能力内在論」がエンパワメントを個人に収斂させ、それがソーシャルワークの現場などの「支援／被支援」関係の中では、ときとして「あなたはエンパワーできる存在だから」という観点が強調され、そこでエンパワメントが目的化されて、権力関係的な磁場の中で、「被支援者」とされる立場の人たちへのお節介やときには抑圧として機能するという危うさを抱えているのではないか。そこでは、エンパワメントは、能力主義の一つの形態となって、それが必要とされる人々を再生産し、それぞれの個々人を「支援」という枠組みの中でプログラム評価の対象としていくことになる。エンパワメントが資本主義経済の労働者に対する社員教育のプログラムとして強調されている昨今の流れも、そういった危うさの現れではないのだろうか<sup>12)</sup>。エンパワメントは、個人へのアプローチとして強調される限り、社会編制の主体化の一環としての機能を担う新たな抑圧として働いていく危険性があり、すでに、その危うい機能化は現実のものとなっている。こうしたエンパワメントの危うさに対する認識は、あらためてエンパワメントの意味を問わずには置かないはずである<sup>13)</sup>。

---

障害と自立をとらえる新たな視座の構築のために』生活書院（2015）

- 12) 大阪府教育委員会は、2015年度から府立高校3校を「エンパワメントスクール」として「学びについていけないとされる生徒の力を引き出す」とする施策を実施している。能力主義化が強められてきた中での施策だけに、ここでいう「危うさ」を物語る事例として筆者は受けとめている。
- 13) このような「危うさ」を抱えてきた理念として、「リハビリテーション（rehabilitation）」を挙げることができると思う。人間の能力の内観に依拠したそれが、「障害の克服」という視点を強調し、専門家による当事者への抑圧となって働いたことは、障害当事者にとっては、長く重い問題であった。そうしたことを受けて、リハビリテーションは、その後、「全人間的復権」（上田敏）という理念として打ち出されたり、理学・作業療法士の間からは、リハビリテーションではなく、「ハビリテーション（habilitation）」（「元に戻す」、「取り戻す」のではない）という考え方が提唱されたりすることとなった。

## おわりに

障害者による自立生活運動において、当事者活動の重要な実践として取り組まれているピアカウンセリングで必須の四つの側面に沿って、エンパワメントというものの過程や構造について述べ、そこにおける当事者性のもつ意味にも言及し、さらには、エンパワメントが孕む危うさについて指摘してきた。まったくの素描に過ぎないとの反省を重ねつつ、論述を終わるにあたって、本稿の問題関心に対する現段階における、とりあえずの回答を示しておきたい。

エンパワメントを目的化する実践などというものはありません、エンパワメントをそれ自体として必要としている人など誰もいない。極論のようだが、筆者はそう考える。エンパワメントは、人が権利主体として自らを変えていく際の過程であり、結果である。人権の観点から認識すべきエンパワメントとは、それ以上でも、それ以下でもない。

過程や結果を目的にするのは実践ではない。過程や結果を目的化したとき、それは他者による抑圧となる。人は誰も自らをエンパワメントされたいと願ってなどいないだろう。気がつけば、抑圧に抗い、自らを信頼し、社会や周囲の人との関係の取りかたを変えて、他者の権利にも思い至る認識をもち、自分や他者のために社会を変える行動をしている。結果として、そういう自己を発見する。それが実際のところではないだろうか。エンパワメントは自らには見えず、他者からは抑圧となる。一人ひとりのエンパワメントは、その人にとっては主体の外にあるが、他者からはその人の主体の内にある。そこに、エンパワメントの難しさがあるように思える。

だからこそ、エンパワメントは「個」に収斂させてはならないのだろう。エンパワメントは、〈社会との関係〉で果たされていく。エンパワメントは、まさに〈社会性〉を帯びている。本稿で視座としたエンパワメントの四つの側面は、いずれもそのことを抜きに捉えることはできない。さらに、エンパワメントの〈社会性〉は、社会編制による主体化から逃れることや

## エンパワメントの〈社会性〉をめぐって

〈社会批判の指向性〉をもつことも含めて、個人レベルのエンパワメントから、他者を含めたより高次のエンパワメントへと〈社会性〉を広げていく。エンパワメントは、構造の〈社会性〉とともに過程の〈社会性〉を孕みつつ、一人ひとりが権利主体となっていく、その過程として、その時々の結果として把握される。そこに、エンパワメントを目的化する余地はない。

わかりきったことの積み重ねに終わったかもしれないが、さらに考えていくことを期して、拙い一文を閉じさせていただきたい。